

第2次長野県消費生活基本計画の検討経過について

くらし安全・消費生活課

現計画 (平成26～29年度)

審議会答申のポイント (対応すべき課題)

第2次計画 (2018～2022年度)

《基本理念》

すべての県民が、消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むため、県民参加のもと、消費者団体、事業者団体、地域団体等の多様な主体及び行政が、それぞれ能力を発揮して連携・協働しつつ、その利益の擁護と自立を支援することで、県民の消費生活の安定と向上を目指す。

《施策推進の基本方針》

長野県消費生活条例で定める「消費者の5つの権利」に対応

- ① 県民の安全・安心の確保
- ② 商品・サービスの適切な選択機会の確保
- ③ 消費者教育の充実
- ④ 県民意見の反映
- ⑤ 相談窓口の強化

《数値目標》

●最重点目標

特殊詐欺被害認知件数 (H25:195件の半減)	90件	→	× 219件
【参考】被害額	H25 10億8千万		2億7千万

●重点目標

高齢者見守りネットワーク構築	全市町村	→	△ 48市町村
市町村消費生活センター人口カバー率	100%	→	△ 84.4%
消費生活サポーター登録人数	300人	→	○ 326人
出前講座等年間開催回数	200回	→	○ 211回 (28年度)

数値目標の成果

《基本的な考え方》

目標達成が困難な目標もあるが、被害金額の大幅な減少や、市町村での体制整備など、一定の効果が得られた。

世界的にも持続可能な社会のあり方などへの消費者の関心が高まっている中、消費者行政の一層の充実とともに、一人ひとりが自覚を持ち、主体的な行動がとれる自立した消費者が求められている。

《新たな課題》

●倫理的消費（エシカル消費）

県においても、消費者の選択が、環境保全、多様な人々の社会参画、地域経済の活性化、持続可能な社会づくりに大きな影響を与えるものであり、消費者が、消費行動を通じて社会に参画し、社会をより良いものに変えていくという観点から、「倫理的消費（エシカル消費）」を「人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費」ととらえ、世界や国の動向と連携した消費者行政に取り組むことが重要。ただし、ライフスタイルの押しつけにならないよう慎重に取り組む必要がある。

●若年者への消費者教育・啓発の推進

特に、成年年齢引下げに関する法改正が迫っており、10代後半の世代に対する迅速かつ計画的な消費者教育・啓発が求められている。

《従来からの課題》

- 情報の確実な伝達
- 特殊詐欺被害認知件数の半減
- 高齢者等見守りネットワークの構築
- 消費生活サポーターの活用
- 外国人、障がい者等への啓発
- 適格消費者団体の設立支援
- 市町村消費生活センター人口カバー率の増加
- 消費生活センターの情報発信機能の強化

《基本理念の追加》

第2次計画では、第1次計画の基本理念・方針を尊重するとともに、「若年者を含めた消費者の『学び』と『自治の力』を支援しつつ、消費者被害の防止と『長野県版』エシカル消費（人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費）の推進に取り組むことにより、SDGsにおける『持続可能な生産消費形態の確保』に資する」旨を加える。

《新たな施策展開》

- 『消費者大学』事業 学び
一般県民、消費者教育の中核的人材、国家資格取得希望者の各段階に応じた『学び』の場を開設。中核的人材により県民の『自治の力』を支援し、地域活動を活性化。
小・中・高校へは外部講師派遣事業・出前講座を継続実施。教育委員会では「新学習指導要領」に基づき消費者教育を実施。子育て世代へも出前講座を実施。
- 『長野県版』エシカル消費の推進 自治の力
大規模な消費者団体（生協等）と協働し、会報等を通じて消費者への啓発を行うほかエシカルな商品を提供。事業者団体や長野県立大学とも連携し、先駆的な事業者を掲載したMAP等を通じて消費者・事業者の対応を促進し、持続可能な生産消費形態の確保をめざす。

《数値目標》

消費者大学・講座等の参加者数	年間2万人	【新設】
長野県版エシカル消費認知度 (H29県政モニター 22.6%)	100%	【新設】
特殊詐欺被害認知件数 (H25:195件の半減)	90件	【継続】
※コンビニ窓口での対応強化など手口の変化に応じた対策を実施		
高齢者等見守りネットワークの構築	全市町村	【継続】
市町村消費生活センター人口カバー率	100%	【継続】

※「パブリックコメント」 1月23日～2月21日